

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年3月28日

規則第17号

改正 令和3年4月1日規則第74号

令和3年7月1日規則第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第64号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第10条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所に必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(従業者)

第3条 条例第11条第2項の規定により定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第4条 条例第17条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止のための措置)

第5条 条例第21条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

(電磁的記録等)

第6条 地域活動支援センター及びその従業者は、記録、保存その他これらに類するもの  
うち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副  
本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙  
その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想  
定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る  
電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない  
方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）  
により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの  
（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面  
で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承  
諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応  
じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人  
の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

追加 [令和3年規則91号]

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。